

すくい網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第10号に掲げる次のすくい網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年8月9日

岩手県

1 すくい網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		漁具の種類 その他の漁業の方法	操業 区域	漁業 時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン 数	漁業者の資格	許可また は起業の 認可をす べき船舶 等の数
水産動植 物の種類								
しらうお、しろ うおすくい網漁 業	しらうお、 しろうお	すくい網	岩手県沖 合海面	1月1 日から 12月31 日まで	制限なし	20トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下 閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋野町若 しくは野田村に漁業根拠地を有するもの	7
							岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又は 下閉伊郡(普代村を除く。)に漁業根拠地を有す るもの	3
							岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又 は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの	2
すくい網漁業 (しらうお、し ろうおすくい網 漁業を除く。)	いかなご						岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下 閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋野町若 しくは野田村に漁業根拠地を有するもの	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年8月10日から令和5年9月11日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和5年10月1日（令和5年10月2日以降の場合は許可の日）から令和8年9月30日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

（ア） しらうお、しろおすくい網漁業

a ・・・・と・・・を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、操業してはならない。

b 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

（イ） すくい網漁業（しらうお、しろおすくい網漁業を除く。）

a しらうお及びしろおの採捕を目的として操業してはならない。

b 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。